

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.10

【根拠条文】 法第27条の26第2項第2号

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 モルガン・ルイス&バッキアス法律事務所/モルガン・ルイス&バッキアス外国法事務  
弁護士事務所(外国法共同事業)  
弁護士 堀部 忠男

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目4番1号丸の内ビルディング16階

【報告義務発生日】 2024年11月29日

【提出日】 2024年12月4日

【提出者及び共同保有者の総  
数(名)】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上減少したこと

## 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ツルハホールディングス
証券コード	3391
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

## 第2【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

## (1)【提出者の概要】

## 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(海外有限会社)
氏名又は名称	メイワー・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Mawer Investment Management Ltd.)
住所又は本店所在地	カナダ、アルバータ州、カルガリー、テンス・アベニュー・エス・ダブ リュウ517、スイート600 (517 10th Avenue S.W., Suite 600, Calgary, Alberta T2R 0A8 Canada)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## 【法人の場合】

設立年月日	2003年3月20日
代表者氏名	ナヒッド・ダウド
代表者役職	チーフ・コンプライアンス・オフィサー(カナダ)
事業内容	投資運用

## 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	モルガン・ルイス&バッキアス法律事務所/モルガン・ルイス&バッキアス外 国法事務弁護士事務所(外国法共同事業) 弁護士 堀部 忠男
電話番号	03(4578)2500

## (2)【保有目的】

純投資(提出者は投資一任契約に基づき投資権限を有する)
-----------------------------

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			2,098,499
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 2,098,499
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		2,098,499
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

## 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2024年11月29日現在)	V	49,555,168
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		4.23
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		5.25

## (4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし
------